

北朝鮮非核化に関する日本政府への提言

北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に

2020年2月

公益財団法人 笹川平和財団

新たな原子力・核不拡散に関するイニシアチブ研究会

はじめに

公益財団法人笹川平和財団では、日本並びに日本を取り巻くアジア地域や世界の平和と安定に貢献するため、安全保障研究グループを設け、研究活動とそれに基づく政策提言を行っています。

2018年9月には、原子力民生利用の先進国であり、かつ唯一の戦争被爆国である日本が世界の核軍縮や核不拡散分野において果たしうる貢献策を探ることを目的に、財団内に「新たな原子力・核不拡散に関するイニシアチブ研究会」を設置し、日本の役割と国際貢献のあり方について議論を開始しました。これまでに、核燃料の国際管理、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の非核化、世界の核軍縮問題等多岐にわたるテーマで研究を重ね、その成果を順次政策提言としてまとめてきました。第一弾として2019年5月に「プルトニウムの国際管理に関する日本政府への提言～プルトニウム在庫量の削減を目指し、新たな国際規範を～」をまとめ、8月に河野太郎外務大臣（当時）に手交しました。このたび、第二弾として北朝鮮の非核化に関する日本政府の役割について研究会の新たな政策提言として取りまとめました。

北朝鮮の非核化をめぐる動きは2018年から急展開し、北東アジア全体の安全保障にとっての大きな転換点を迎えつつあります。朝鮮半島の非核化と朝鮮戦争の終結を具体化し、さらにその動きを不可逆的なものとするのが日本の安全保障にとって最重要です。そこで、このたびの政策提言は、朝鮮半島の非核化プロセス全体について、それとともに原子力民生利用先進国としての日本が非核化プロセスに貢献ができるよう、取るべき政策についてまとめたものです。

【研究会メンバー】敬省略、順不同

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 座長 鈴木 達治郎 | 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)副センター長・教授 |
| 委員 岩本 友則 | 日本核物質管理学会・事務局長 |
| 遠藤 哲也 | 元原子力委員会委員長代理、元大使 |
| 太田 昌克 | 共同通信編集委員 |
| 大庭 三枝 | 東京理科大学教授、元原子力委員会委員 |
| 坂田 東一 | 日本宇宙フォーラム理事長、元ウクライナ・モルドバ共和国大使 |
| 佐賀山 豊 | 日本原子力研究開発機構(JAEA)理事長シニアアシスタント |
| 西田 恒夫 | 広島大学平和センター名誉センター長、元国連大使 |
| 田中 伸男 | 笹川平和財団会長 |

(オブザーバー)

長山 智恵子 元福島県高等学校教諭（本提言の作成には関与されておられません）

なお、2019年12月、委員の一人であり、本提言書の作成にもご尽力いただいた遠藤哲也大使がご逝去されました。遠藤大使には研究会の立ち上げからご参加いただき、貴重なご意見を賜ってまいりました。ここに生前のご厚誼を深謝し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

北朝鮮非核化に関する日本政府への提言 ～北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に～

北朝鮮の非核化をめぐる動きは2018年から急展開し、朝鮮半島、ひいては北東アジア全体の安全保障にとっての大きな転換点を迎えている。2018年の米朝首脳会談と南北首脳会談での一連の合意（板門店宣言、米朝シンガポール共同声明、9月平壤共同宣言）¹を契機に、非核化交渉の最終目標を明確化し、その動きを不可逆なものとするのが何よりも重要である。そのためには、過去の北朝鮮非核化交渉の経緯から得られる教訓から学ぶことが有益だ²。

具体的には、最終的な目標を確認した上で、一気に非核化を進めるのではなく、段階的に「検証可能な非核化」と「制裁緩和」を組み合わせた合意を目指し、相互の信頼関係を築きながら、一貫した方針の下で着実に進めていくことが望まれる。また、単なる政治的な合意ではなく、法的拘束力を持った協定・条約を目指すことが望ましく、同時に、南北朝鮮、米朝間の会談のみならず、地域の関連諸国（日本、中国、ロシア等）も加わった多国間の対話と信頼醸成の枠組みの構築が必要である。そして、「朝鮮半島の非核化」と「朝鮮戦争の終結」を契機として、北東アジアにおける核の脅威削減と、新たな平和と安全保障体制の確立を目指すべきである。このような包括的な取り組みが、北朝鮮の非核化を促進するために必要と考えられる。

日本は2002年の日朝平壤宣言³に基づき、国交正常化を目指して北朝鮮との直接対話を始めるとともに、非核化プロセスに積極的に貢献し、北東アジア全体の平和構築へ向けたリーダーシップをとるべきだ。本研究会は、北朝鮮の非核化プロセス全体への提言とともに、特に原子力民生利用先進国としての日本の役割に注目し、北東アジアの安全保障向上に資するための提言をまとめた。

提言

1. 非核化プロセス全体への提言：一連の合意を土台に、非核化交渉の最終目標を明確化し、その実現に向けて、着実にかつ一貫した方針で朝鮮半島の非核化と北東アジア全体の平和を目指す
2. 日本の貢献に関する提言：日本は、唯一の被爆国、そして原子力民生利用先進国として、朝鮮半島の非核化プロセスを支援し、自らも積極的に北東アジア地域の緊張緩和と平和構築のイニシアチブをとる

¹ それぞれの全文は本書「資料4～6」20～26頁に掲載。

² 太田メモ（太田克昌「過去の北朝鮮非核化交渉からの教訓」2019年10月）、本書「資料1」12～15頁。

³ 全文は本書「資料7」27～28頁に掲載。

提言1 非核化プロセス全体への提言：一連の合意を土台に、非核化交渉の最終目標を明確化し、その実現に向けて、着実にかつ一貫した方針で朝鮮半島の非核化と北東アジア全体の平和を目指す

- (1) 北朝鮮の「検証可能かつ不可逆な完全なる非核化」を段階ごとに進め、それに対応した緊張緩和措置を着実に進める

何より大事なことは、2018年米朝首脳会談の合意である「朝鮮半島の完全な非核化」と「朝鮮戦争の終結」(板門店宣言)、そして「朝鮮半島において持続的で安定した平和体制を築く」(米朝シンガポール共同声明)を実現することがこの交渉の最終目標である点を、米朝はもちろん日本を含む関係諸国で確認かつ合意しておくことである。そして、合意内容の履行については、過去の失敗に学んで、用意周到な実務協議を重ねつつ、慎重にかつ一貫した方針の下、段階的なステップで着実に進めていくことが望ましい⁴。

「朝鮮半島の完全な非核化」が最終目標であるとはいえ、まず「北朝鮮の完全非核化」を「検証可能」な形で、「不可逆的に」行うことが不可欠である。この点を曖昧にしたまま交渉を続けることは決してあってはならない。しかし、その完全な非核化の内容とプロセスについては、米朝間でまだ明確な合意がなされていない。

本研究会としては、現実的な非核化プロセスとして、「段階的な非核化」を「検証可能」な形で進めることを提言する。具体的には、①保有核物質(高濃縮ウランとプルトニウム)の申告およびその生産停止と検証、②核弾頭、核関連施設、ミサイル関連施設の申告、およびその解体・廃棄と検証、③包括的核実験禁止条約(CTBT)加盟、核兵器不拡散条約(NPT)への完全復帰、といった段階を経ることになるだろう。これらの計画は、時間軸を設定して進められることが望ましく、北朝鮮による非核化計画の提出から、検証制度の設置、そしてすべての核兵器プログラムの廃棄まで、明確な時間的制約の下で進められることが望ましい。さらに、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)や生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)への参加も視野に入れるべきだ。

一方、米国や国際社会は、北朝鮮の段階的な非核化措置の履行に対応して、緊張緩和と経済支援のための具体的措置を漸進的に実施していくことが必要である。具体的には、①米朝による互いの首都への連絡事務所の設置、②段階的な制裁措置の解除、③朝鮮戦争終結宣言の発出と平和条約締結交渉の開始(これには中国、韓国も関与)、④エネルギー援助を含めた大型経済支援策、⑤朝鮮半島における軍事的リスクの大幅な低減措置(危機管理・コミュニケーションの確立等)などが考えられる。ここでは、朝鮮エネルギー開発協力機構(KEDO)の教訓を生かして、地域のエネルギー協力機構を構築することも検討に値する。ただし、エネルギー協力が原子力も含む場合は、北朝鮮のNPTへの完全復帰と追加議定書⁵の批准が条件となる。このように、緊張緩和と経済支援の拡大を漸進的に進めていくことで、北朝鮮の安全保障を確保しつつ、国際社会への円滑な復帰を促進するプロセスが重要である。

⁴ 太田メモ、前掲資料。

⁵ 本書「用語集(1)」29頁を参照。

なお、非核化へ向けた交渉が進む間、北朝鮮には信頼醸成の第一歩としてすべての核活動の凍結と短・中距離を含むミサイル発射実験の完全停止、米国にもそれに相応した米韓合同軍事演習のモラトリアムを求めたい。完全非核化の最終目標へ向けて米朝はじめ関係国が誠実で公正な対話を進める過程においては、信頼構築に重きを置いた適切な環境の設定が何より求められる。日本政府は米国や中国などを通じ、交渉継続中における「核関連活動の即時凍結」を北朝鮮に強く求めるべきだ。

- (2) 非核化について、国際的に信頼できる多国間の「検証制度」を構築する：国際原子力機関(IAEA)に加え、核保有国、さらに日本など特別の利害を有しかつ能力のある非核保有国も参加した新たな制度が必要

北朝鮮の非核化検証は、これまでに前例のないものとなる。核兵器を保有している国の「完全非核化(すべての核弾頭、核物質、核兵器関連施設の解体・廃棄)」を、国際的に検証する制度はいまだ存在していない。提言 1 (1) で述べた「保有核物質(高濃縮ウランとプルトニウム)の申告およびその生産停止と検証」において、特に重要なポイントとなるのは、やはり核物質生産量の検証であり、北朝鮮の申告とは別に独自に評価する必要がある⁶(生産量の推定については後述する)。また、核弾頭の解体に際しては、核兵器に関連するノウハウが非核兵器国に流出することを防ぐために、核兵器国の関与が不可欠である。そのため、これらの検証措置が、NPT 上求められている IAEA の保障措置⁷の範囲を超えることは明白であり、新しい「検証制度」の構築が必要である⁸。

そのモデルとして、イラク大量破壊兵器の廃棄を目的に国際連合安全保障理事会の決議 687 に基づき設置された、「国連大量破壊兵器廃棄特別委員会(UNSCOM)」は検討に値する⁹。また、地域内で相互に検証・監視する機関として、欧州原子力共同体(EURATOM)や、アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理共同機関(ABACC)なども地域の信頼醸成に貢献する検証機関として、参照に値する¹⁰。さらに、核解体プロセスへの非核保有国の関与については、核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV: International Partnership for Nuclear Disarmament Verification)も参考になる¹¹。

⁶ 岩本メモ(岩本友則「北朝鮮の非核化検証——日本の貢献」2019年10月)本書「資料2」16頁。

⁷ 本書「用語集(2)」29頁参照。

⁸ Mareena Robinson Snowden, “Probabilistic Verification: A New Concept for Verifying the Denuclearization of North Korea,” *Arms Control Today*, September 2019 (<https://www.armscontrol.org/act/2019-09/features/probabilistic-verification-new-concept-verifying-denuclearization-north-korea>); John Carlson, “Verification of DPRK Nuclear Disarmament: The Pros and Cons of Non-Nuclear-Weapon-States (Specifically, the ROK) Participation in This Verification Program,” PSNA Working Paper 7, May 20, 2019 (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/psnaactivities/22104>).

⁹ Jacques Baute, “Timeline Iraq: Challenges and Lessons Learned from Nuclear Inspections,” *IAEA Bulletin*, Vol. 46, No. 1, June 2004, pp. 64-68.

¹⁰ Jose Goldemberg, Carlos Feu Alvim and Olga Y. Mafrá, “The Denuclearization of Brazil and Argentina,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 1, No. 2, May 23, 2018 (<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2018.1479129?src=recsys>).

¹¹ 本書「用語集(3)」29頁参照。

- (3) 最終目標として、朝鮮半島の非核化と北東アジア全体の核の脅威削減、および地域における新たな平和と安全保障の多国間枠組みの構築を目指す

「朝鮮半島において、持続的で安定した平和体制を築く」目標についても、具体的な案を構想していく必要がある。その要素として不可欠なのが「朝鮮戦争の終結」と「平和条約の締結」である。しかし、これは単に米朝だけの合意ですむ話ではなく、当然のことながら、韓国、中国も含めた最低4カ国の合意が必要となる。さらに、地域の関連国として、日本とロシアも関与する必要があるだろう。朝鮮半島の平和と安全保障を永続的に確保するためには、「多国間対話の枠組み」が必要であり、将来に向けて、地域での安定した多国間の安全保障枠組みを構築することが重要である。6カ国協議を再開することも現実的なオプションとして検討されるべきであろう。

北朝鮮の非核化を超えて、核兵器のない朝鮮半島の恒久的な平和体制の確立を実現するためには、北東アジアにおける緊張緩和に向けた信頼醸成の枠組みが必要である。特に、周辺核保有国は、地域における緊張緩和のためにも、NPT第6条に規定されている核軍縮交渉を誠実に進める義務がある。南北朝鮮および日本にとって、周辺核保有国の核の脅威がある限り、恒久的な平和体制の確立はありえない。しかし、現在の厳しい安全保障環境にあって核の脅威削減の方法について合意が得られていない¹²。本研究会としては、以下を提言する。

- ① 北東アジア地域における核の脅威を削減するために、米ロ中の3カ国に対し核軍縮義務の強力かつ実質的な遂行を訴える
- ② 北東アジア全体で核の脅威削減を着実に、かつ持続可能性をもって実現していくことを目指す多国間の安全保障枠組み¹³とそのための具体的なプロセスについて検討を開始する
- ③ 上記②の検討を進めるにあたっては、今後5～10年をめぐりに安全保障政策における核兵器の役割を極力低減できるような具体的な措置¹⁴に関する集中的協議を実施する

これこそが、唯一の戦争被爆国でありながら「核兵器廃絶」と「核の傘依存」というジレンマを抱える日本が、そのジレンマから脱却し、核保有国に対して核軍縮を訴えるためにも必要なイニシアチブである。

¹² 「核抑止」の維持・強化が必要との意見[秋山・高橋 2019]もある一方、緊張緩和に向けて「核抑止」依存を低減できるような安全保障の枠組みを構築すべきとの意見[Yanagisawa, 2019]もある。

¹³ 将来のビジョンとして、東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, 本書「用語集 (3)」31頁参照) を範とした「北東アジア友好協力条約」 (Treaty of Amity and Cooperation in Northeast Asia) や「北東アジア非核兵器地帯」 (Northeast Asia Nuclear Weapon Free Zone, 本書「用語集 (4)」30頁参照) が日米韓等の研究者から提案されている[Yoshida *et al.*, 2019]。

¹⁴ 例えば、核抑止を維持しつつ核兵器の役割を減少させる措置として、(1) 警戒態勢の緩和 (de-alerting)、(2) 核先制 (第一) 不使用、(3) 消極的安全保証 (非核兵器国への核攻撃・威嚇を行わない) などが考えられる。(3) を国際法上の拘束力を持った形で要求するのが非核兵器地帯条約である。

提言2 日本の貢献に関する提言：日本は、被爆国として、そして原子力民生利用先進国として、朝鮮半島の非核化プロセスを支援し、自らも積極的に北東アジア地域の緊張緩和と平和構築のイニシアチブをとる

- (1) 日本は北朝鮮と国交正常化交渉を開始し、かつ日米韓の協力の下、朝鮮半島の非核化を目指す交渉のイニシアチブをとる

日本政府の対北朝鮮対応は、これまでの圧力一辺倒から、最近、安倍晋三首相が力説するように「条件なしに北朝鮮と対話する」へ転換した。しかし、北朝鮮との対話を始める際には、上記の非核化プロセス同様、明確な最終目標が必要である。具体的には、2002年の日朝平壤宣言に則り、日朝国交正常化を目指し、核・ミサイルおよび拉致問題の全面的解決と北朝鮮への経済支援措置を早急に検討すべきだ。また、日韓で協力して、北東アジア全体の平和構築を目指したイニシアチブをとることが、地域の安定に大きく貢献すると思われる。提言1(3)で指摘したように、地域における核軍縮の対話を日本のイニシアチブで始めることも重要である。なお、北朝鮮に対するエネルギー支援など、国交正常化に伴い、大規模な経済支援を行う用意があることも、交渉開始時に明確にしておくことが望ましい。これらの点については、国内世論の支持を得ることが不可欠であり、政府は国民との実質的な対話を積極的かつ早急に行う必要がある。

- (2) 非核化の検証措置に積極的に貢献する

日本は原子力民生利用先進国として、非核化の検証に大きく貢献することができる¹⁵。

非核化の検証プロセスでカギになるのは、核物質（プルトニウムと高濃縮ウラン）の過去の生産量の検証である。北朝鮮が2008年6月に中国に申告したプルトニウム保有量は31～37キログラムとされている（8キログラムで核爆発装置が製造可能）。また、過去の再処理施設の稼働実績（推測）に基づき、推定されている2018年末までの累積の生産量は36～75キログラムであり、6回の核実験で7～15キログラムのプルトニウムが消費されたとすると、在庫量は29～60キログラムと推定される¹⁶。高濃縮ウランの推定は、濃縮ウラン施設の稼働状況を推定するのがより困難であるため、推定値の誤差が大きくなる。2017年末までの累積生産量は300～750キログラム（25キログラムで核爆発装置が生産可能）で、核実験でやはり45～100キログラム使用されたとすると、在庫量は255～650キログラムと推定される¹⁶。

このように、公開情報や衛星技術などから一定程度の推定は可能だが、実際に北朝鮮の申告した在庫量を正確に検証するには、「核鑑識（Nuclear Forensic）」等、高度な技術が必要だ。それには、現場に入り、核施設を査察することが不可欠となる。当然のことながら、過去の稼働実績についてのデータも必要

¹⁵ 岩本メモ、前掲資料。

¹⁶ David von Hippel, “Methods for Refining Estimates of Cumulative DRPK Uranium Production,” PSNA Working Paper 8, May 27, 2019 (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/psnaactivities/22111>).

となる。さらに、環境サンプルを分析することにより、秘密施設の存在や生産活動を検知することも可能となる。日本は、こういった核物質の検証においても最先端の技術力を有している。また、再処理施設や濃縮施設の「保障措置」についても、非核保有国で唯一両方の施設での経験を有しており、再処理・濃縮両面での査察に大きな貢献が期待できる。北朝鮮がNPTの追加議定書を批准することを前提に、日本政府は日本の査察・検証技術を提供して、非核化プロセスに積極的に関与することを提案する。

(3) 冷戦直後の対旧ソ連支援に倣って、「共同核脅威削減」プログラムを構築する

非核化プロセスでの核関連施設の廃止措置、核物質の管理・処分（プルトニウム燃焼を含む）を、いかに安全かつ効率的に行うかは、非核化プロセスの大きな課題である。

ここで参考になるのが、冷戦終了後の米ロ共同脅威削減プログラム（CTR）である。当時、旧ソ連の核物質管理・処分や核兵器の解体・廃棄支援として、米国はナン・ルーガー法など各種関係法を成立させ、旧ソ連に対し積極的に財政・技術支援を行った。中でも、有名な合意が1993年2月に締結された「ロシアの核兵器解体により回収された高濃縮ウラン500トンの購入契約」である。これにより500トンの高濃縮ウランを希釈して、低濃縮ウランとして原子力発電所の燃料として市場で販売することで、「メガトンからメガワット」という有意義な核軍縮支援プログラムが実現した。

一方、プルトニウムについては、2000年9月に締結された米ロプルトニウム処分協定（Plutonium Management and Disposition Agreement: PMDA）の下で、34トンずつそれぞれの国で処分することになっていた。しかし、両国の計画は予定通り進まず、ロシアが2016年に処分協定を停止し、米国の処分計画もウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料で燃焼する計画が中止され、現在は直接処分する方向で技術開発が進められている。

この米ロCTRに倣い、日米韓が中心となって、「（北朝鮮）核脅威削減プログラム」（北朝鮮版CTR）を構築することを提案する¹⁷。具体的には、核兵器解体後に回収される核物質（高濃縮ウランとプルトニウム）の原子炉での燃焼を含む管理・処分や、核施設の解体・廃棄措置に日米韓が財政・技術支援を行う。これにより、北朝鮮の核兵器解体プロセスに伴うリスクを最小化することができる。なお、こうした「北朝鮮版CTR」の創設に当たっては、日米韓に加え中ロ、さらに欧州やアジア太平洋の有志国から協力と支援を募るのが望ましい。

(4) 北朝鮮の科学者・技術者の非軍事分野への転換支援

北朝鮮でこれまで核開発に従事してきた科学者・技術者の流出を防ぎ、かつ北朝鮮の経済発展に資す

¹⁷ 田中メモ（田中伸男「北朝鮮のプルトニウムの買取りを——日米韓で主導」『日刊工業新聞』2019年12月2日）本書「資料3」18~19頁に掲載

Lynn Rusten *et al.*, “Building Security Through Cooperation: Report of the NTI Working Group on Cooperative Threat Reduction with North Korea,” Nuclear Threat Initiative, 2019 (https://media.nti.org/documents/NTI_DPRK2019_RPT_FNL.pdf).

る目的で、そうした北朝鮮の科学者・技術者の再雇用や非軍事分野への転用などを支援するプログラムを構築する。これも冷戦後のロシアの科学者・技術者支援のために設置された国際科学技術センター (International Science and Technology Center: ISTC) の経験を活かすことができる。ISTC は、米国、日本、欧州連合 (EU) とロシアが参加して 1999 年 3 月にモスクワで発足した。現在は、カザフスタンに拠点があり、米国、日本、EU に加え、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、タジキスタンが参加している。ISTC には、民間企業がパートナーとして参加し、パートナー企業はロシアや旧ソ連のすぐれた科学者・技術者と比較的安価な研究経費で共同プロジェクトが実施でき、税制面でも優遇される。このような制度を通じて、ロシア・旧ソ連の科学者・技術者の流出を防ぎ、雇用を確保することができた¹⁸。

同様の趣旨で、日米韓、さらにはロシアや中国なども参加して、「東アジア科学技術センター (East Asia Science and Technology Center: EASTC)」を設立することを提案する。これにより、北朝鮮の核開発に関与した科学者・技術者の再雇用と研究知見の民間転用を促進することができる。ただし、非核化した北朝鮮による原子力民生利用については特段の注意を払う必要があり、NPT への完全復帰はもちろんのこと、厳格な IAEA 査察などを経て、非核化の不可逆性が保証、担保されたことを確認した上で、関係国は民生利用への支援を行うことになる。

¹⁸ 外務省ホームページ「国際科学技術センター」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/istc_1.html)。

[添付資料]

- 資料1 太田昌克「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言に関する考察」2019年10月
- 資料2 岩本友則「北朝鮮の非核化検証——日本の貢献」2019年10月
- 資料3 田中伸男「北朝鮮のプルトニウムの買取りを——日米韓で主導」『日刊工業新聞』2019年12月2日
- 資料4 板門店宣言、2018年4月27日（共同通信）
- 資料5 米朝シンガポール共同声明、2018年6月12日（共同通信）
- 資料6 9月平壤共同宣言、2018年9月19日（共同通信）
- 資料7 日朝平壤宣言、2002年9月17日（外務省）
- 資料8 用語集

[参考文献]

1. 秋山信将・高橋杉雄編『「核の忘却」の終わり——核兵器復権の時代』勁草書房、2019年。
2. 「第3部 非核化の検証と北東アジアの課題」、鈴木達治郎・広瀬訓・藤原帰一編著『核の脅威にどう対処すべきか——北東アジアの非核化と安全保障』、法律文化社、2018年3月、141-196頁
3. Jacques Baute, “Timeline Iraq: Challenges and Lessons Learned from Nuclear Inspections,” IAEA Bulletin, Vol. 46, No. 1, June 2004, pp. 64-68.
4. John Carlson, “Verification of DPRK Nuclear Disarmament: The Pros and Cons of Non-Nuclear-Weapon-States (Specifically, the ROK) Participation in This Verification Program,” PSNA Working Paper 7, May 20, 2019 (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/psnaactivities/22104>).
5. Jose Goldemberg, Carlos Feu Alvim and Olga Y. Mafra, “The Denuclearization of Brazil and Argentina,” Journal for Peace and Nuclear Disarmament, Vol. 1, No. 2, May 23, 2018 (<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2018.1479129?src=recsys>).
6. Mareena Robinson Snowden, “Probabilistic Verification: A New Concept for Verifying the Denuclearization of North Korea,” Arms Control Today, September 2019 (<https://www.armscontrol.org/act/2019-09/features/probabilistic-verification-new-concept-verifying-denuclearization-north-korea>).
7. Lynn Rusten and Richard Johnson with Steve Andreasen and Hayley Anne Severance, “Building Security Through Cooperation: Report of the NTI Working Group on Cooperative Threat Reduction with North Korea,” Nuclear Threat Initiative, 2019 (https://media.nti.org/documents/NTI_DPRK2019_RPT_FNL.pdf).
8. David von Hippel, “Methods for Refining Estimates of Cumulative DRPK Uranium Production,” PSNA Working Paper 8, May 27, 2019 (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/psnaactivities/22111>).
9. Kyoji Yanagisawa, “The North Korea-United States Summit and Possibilities for New Security-Oriented Thinking,” Journal for Peace and Nuclear Disarmament, Vol. 2, No. 1, March 22, 2019 (<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2019.1592708>).
10. Fumihiko Yoshida, Haksoon Paik, Peter Hayes and Michael Hamel-Green, “From Peace on the Korean Peninsula to a Northeast Asia Nuclear Weapon Free Zone,” Policy Proposal, September 2019 (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Policy-Proposal-2019.pdf>).

添 付 資 料

【資料1】

北朝鮮非核化に関する日本政府への提言に関する考察

太田昌克

2019年11月

<はじめに>

過去 25 年間の日米韓による対北朝鮮非核化交渉がなぜうまくいかなかったのか、「失敗の源流」を認識し、そこから歴史の教訓を引き出して今後の非核化交渉に反映していく必要がある。過去の経緯とそこから得られる教訓を以下にまとめてみた。

<核問題の経緯>

北朝鮮の核問題は 1982 年 4 月、米国の偵察衛星が平壤から北に約 90 キロメートルに位置する寧辺の川沿いに、原子炉らしい施設を探知したのが発端とされる（ドン・オーバードーフアー、ロバート・カーリン（著）、菱木一美（訳）『二つのコリア（第三版）』共同通信社、2015 年、第 11 章）。

その後、米国がソ連の前向きな支援と協力を得ながら、1985 年 12 月に北朝鮮を核兵器拡散防止条約（NPT）に加盟させることに成功した。しかし北朝鮮は、国際原子力機関（IAEA）と保障措置協定を NPT 加盟から 18 カ月が過ぎても締結せず、1987 年に入ると、米偵察衛星は屋根のない長方形の施設の中に、長く連なる厚い壁で覆われた部屋を発見、再処理施設に適した形状であったため、米側は疑念を募らせ、第 1 次核危機の萌芽となった（オーバードーフアー、カーリン第 11 章）。

なお、日本政府が米政府から初めて寧辺のそのことを知らされたのは 1989 年のことだった（太田昌克「核危機の源流 失敗の本質を問う」(3)「秘録・日朝交渉（上）」田中均、2018 年 2 月 11 日共同通信配信記事）。米国は日本と韓国に専門家からなる極秘ミッションを送り、上記にある寧辺の動きを伝えた。韓国については特に、朴正熙政権が 1970 年代に独自核武装をひそかに行っていた経緯を踏まえ、寧辺の動きを正式にインプットすることで米韓同盟の重要性を想起させ、再び核開発の道に進まないよう事前に釘を刺す狙いがあったとみられる（オーバードーフアー、カーリン第 11 章）。

ジョージ・ブッシュ（父）政権末期の 1992 年、NY での米朝高官協議を経て北朝鮮は IAEA との間で保障措置協定を調印するも、南北対話の不調や米韓合同演習に対する北朝鮮の反発から第 1 次核危機が本格化する。

そのうち北朝鮮が寧辺の実験用黒鉛減速炉（出力 5 メガワット）から使用済み燃料約 8,000 本を取り出すと公言し、第 1 次核危機がクライマックスに達した 1994 年春、米国のビル・クリントン政権内部では寧辺核施設に対する軍事オプションが真剣に議論された。当時の複数の米政府関係者によると「再処理施設への使用済み燃料棒の移送」がレッドラインに設定されたという。

そして危機が最大の緊張局面を迎えた同年 6 月、ジミー・カーター元大統領が急きょ訪朝し、これ以降、事態は収束へと向かう。この時、国務次官補としてカーター訪朝の準備に携わったロバート・ガルー

チは筆者にこう証言している。「私自身、北朝鮮があの時、プルトニウムを分離する動きに出ていれば、大統領は攻撃を命じていたと思う。朝鮮半島で通常戦力による紛争が起きていただろう。しかし再処理は行われなかった」(太田昌克「核危機の源流 失敗の本質を問う」(28)「米朝合意の内幕(下)」ロバート・ガルーチ、2019年2月24日共同通信配信記事)。

2000年になると、クリントン大統領の訪朝が米政府内で模索されるが、①同年秋のクアラルンプールでの米朝ミサイル協議が具体的進展を見せなかった②大統領訪朝が北朝鮮の体制に正統性を与えることにつながりかねないとする「ワシントン・コンセンサス」——などが障害となり、現職大統領の訪朝オプションは頓挫する。

当時こうした米政権内の動きを国務省から見詰めていた米国屈指の北朝鮮専門家ジョエル・ウィットは筆者にこう語っている。「『高位の特使を訪朝させること自体が悪いアイデアであり、北朝鮮の現体制に正統性を与えることになる。しかも現職でない人物に権限を与えてまで行うべきではない』。こんな『神話』がトランプ政権の登場まで受け入れられ、特にオバマ政権が固執した」(太田昌克「核危機の源流 失敗の本質を問う」(41)「米外交の限界」(下)ジョエル・ウィット、2019年9月12日共同通信配信記事)。

一方、北朝鮮は1990年代後半からウラン濃縮計画を極秘裏に進め、2002年10月の米高官訪朝時に姜錫柱第1外務次官がその存在を認めたと受け取れる発言をしたことを機に、寧辺の核活動を凍結するために1994年10月に結ばれた米朝枠組み合意は崩壊する。これ以降、朝鮮半島は第2次核危機へと突入する。

その後、危機悪化の回避に向け、北朝鮮の非核化を目指す6者協議が2003年8月、北京でスタートする。ただ、ネオコン(新保守主義)を中心としたジョージ・ブッシュ(子)政権内の保守強硬派は対話に消極的だったこともあり、2年間の交渉は何ら具体的成果を生まず、2005年9月になってようやく「6者協議共同声明」がまとまり検証可能な形で非核化を目指す基本合意が成立した。

しかし同時に、米強硬派が主導した金融制裁の発動により、北朝鮮は声明を遵守せず、2006年10月にはついに、初の核実験を強行する。当時、6者協議の韓国首席代表だった千英宇はこう述懐している。「(2006年4月に)このまま米国が制裁を解除しなければ『ミサイルを撃つのか』と問いただした。金桂冠次官は『その程度では済まない。核を保有していることを実際に見せるしかない』と言い出した。結果的にその年10月に初めて(核実験を)実施した」(磐村和哉「核危機の源流 失敗の本質を問う」(10)「翻弄された合意」千英宇、2018年6月14日共同通信配信記事)。

ブッシュ政権の後継であるバラク・オバマ米政権(2009~17年)の時代は北朝鮮の権力移行期とも重なり、米朝二国間協議はほとんど進展を見せず、北朝鮮は核実験と弾道ミサイル発射を繰り返し、北朝鮮は事実上の核保有国となってしまう。

そして2017年1月、現在のドナルド・トランプ米大統領が登場すると、「最大限の圧力政策」の下、米空母3隻やB52戦略爆撃機が朝鮮半島周辺に展開する事態となり、米朝危機が軍事的リスクもはらみながら再燃する。北朝鮮は米国本土を射程に収める大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星15」などをロケット軌道で発射、水爆とみられる核実験も同年9月に強行し、米朝軍事衝突の危険性がかつてないレベルに達した。

この時、自衛隊制服組トップの統合幕僚長だった河野克俊は退任後、筆者にこう証言している。「米軍の軍事オプションはあり得ると思っていた。(あの時ほど) 軍事衝突の可能性を身近に感じたことはなかった」(太田昌克「核危機の源流 失敗の本質を問う」(43)「米朝有事」(下) 河野克俊、2019年10月13日共同通信配信記事)。

だがその後、2018年元旦の金正恩・朝鮮労働党委員長の「新年の辞」を転機に、朝鮮半島の緊張局面は一気に対話局面に向かった。そして諜報機関の「インテリジェンス・ルート」を使った南北の水面下の交渉、さらにこれに米国が加わる秘密接触の結果、同年6月から翌年6月までの間にシンガポール、ハノイ、板門店で3度の米朝首脳会談が開催された。

こうした米朝協議の飛躍的進展それ自体は、過去の米朝史を踏まえると画期的な出来事ではあったが、肝心の北朝鮮の非核化は全く進まず、しかも金氏は2019年末までを外交交渉の期限と位置づけており、来年の「東京五輪イヤー」に再びこのエリアに緊張局面が訪れる可能性もあながち否定できない。

<歴史から抽出すべき教訓>

上記の歴史的経緯からわれわれが抽出すべき教訓とは何か。それを示唆する5つのポイントを以下に明示しておきたい。

1. 過去25年超続いた米朝の非核化交渉は一進一退の繰り返しであり、より交渉術にたけていた北朝鮮は現在、数十発の核弾頭を持つ厳然たる核保有国となった。NPTに背馳する行動をとってきた北朝鮮に非があるのは明らかであるが、結果として核保有を許した背景には、日米韓、とりわけ対北朝鮮不拡散外交の失敗がある。
2. 米国は2000年(クリントン訪朝案の検討)と05年(6者協議共同声明)の2度、北朝鮮の核保有の芽を摘む重要な外交機会を確実に得ていた。しかし、柔軟性をあまりに欠く政策的思考性(上記ウィットが指摘する「神話」の問題)や、対北朝鮮政策を巡る党派対立により、その好機を無にってしまった。米国の対北朝鮮政策を巡る一貫性の欠如が、核保有の帰結を招いた重大要因の一つであることは否定し得ない。
3. そうした中、米憲政史上、極めてユニークな政治家であるトランプ大統領は2018年6月、初の米朝首脳会談に臨み、新たな米朝関係の構築と朝鮮半島の恒久的平和体制、完全なる非核化などを目標とする「シンガポール共同声明」に金正恩委員長とともに署名した。しかしその後、非核化は進んでいない。その理由としては①米朝首脳会談をフォローアップする実務交渉がシステム化されなかったこと②北朝鮮が非核化の戦略的決断を行うに足る戦略的な信頼関係が金・トランプ両氏の間で構築できなかったこと③1994年時の米朝交渉とは対照的に、米側が交渉継続中の寧辺凍結を北朝鮮に求めなかったこと④大統領再選を何より優先して同盟国の安全保障を二の次にするトランプ大統領の外交姿勢と独善的とも呼べる政策決定様式——などが考えられよう。
4. それでもシンガポール米朝首脳会談は、根深い相互不信や、合意に対する裏切り行為、米国内の路線対立という桎梏が規定してきた過去四半世紀の米朝関係を考えると、画期を成す出来事であり、2019年秋の時点において今なお「外交の窓」は開いている。

5. ただその「窓」は、金正恩氏が明言するように 2019 年末までの時限付きのものであり、今後約 2 カ月が北朝鮮の非核化実現の正否を決める歴史的なターニングポイントと断言している。日本はじめ関係国には今ほど切迫感と危機感が求められることはなく、本研究会の提言を参照しながら、北朝鮮の非核化実現へ向けた外交努力を最大化してもらいたい。

北朝鮮の非核化検証——日本の貢献

岩本友則

2019年11月

1. 非核化検証

非核化に係る検証のポイントとして、核物質（高濃縮ウラン [HEU] とプルトニウム [Pu] の抽出量）の生産量の検証であり、核兵器にされた核物質と残されている量、そして隠された核物質の有無について検証する必要があり、北朝鮮の申告とは別に独自に評価する必要がある。

2. 検証評価の方法

1) HEU の生産

残されている劣化ウランの量と HEU を生産した遠心分離機のカスケード設計から、HEU の生産量を推定する。また、カスケードが解体され残されていない事も予想される。この場合、カスケードが設置されていた施設から環境サンプルを採取し、その分析結果から、カスケード設計を評価し、HEU 生産量を推定する。

2) Pu の生産量

Pu 生産量は、高レベル廃液から平均の燃焼度を求め、平均燃焼度と高レベル廃液の残量から Pu の抽出量を推定する。

3. 日本の貢献

1) 環境サンプル分析の貢献

北朝鮮で採取した環境サンプルの分析を、日本原子力研究開発機構（JAEA）高度環境分析研究棟（CLEAR）で実施する。

このような分析技術を有する研究所は、核兵器国を中心に世界中に約 10 カ所程度と限られており、アジア地域では、日本の CLEAR のみ。

2) 分析サンプル処理設備の設計・製作

高レベル廃液の分析は、サンプルを採取し IAEA の保障措置分析所等に輸送する必要がある。通常、サンプルは採取した施設の分析室で処理し、簡易に輸送できるレベルに落とした後、輸送する。

北朝鮮の場合、信頼性・効率性の観点からサンプル処理設備は、検証側が設置すべきであり、設計製作、据え付けについて日本が貢献できる。

また、分析についても JAEA の東海再処理工場で実施し、貢献することができる。

3) 検証活動に対する人的貢献

日本ができる人的貢献として（派遣）

- ①サンプル処理のための分析員の派遣
- ②ウラン濃縮に精通した技術者の派遣
- ③再処理に精通した技術者の派遣

北朝鮮のプルトニウム買い取りを 講壇／核不拡散技術、日米韓で主導

田中伸男
2019年12月

トランプ米大統領と金正恩北朝鮮総書記の電撃的なシンガポール会談以来、朝鮮半島非核化が進みかけている。わが国はこのプロセスに何らかの形で積極的に関与することが必要である。

受け身では対話には参加できないばかりか、気がついたら米朝の間で大陸間弾道ミサイルの撤廃だけでディールが出来上がってしまうかもしれない。私はその切り札が北朝鮮の持つプルトニウム約40キログラムを買い取り、日本のプルスーマル計画の中で消化しましょうと北朝鮮に提案することだと考えている。

日本が現在持つプルトニウム在庫47トンで消化することを考えれば40キログラムの追加は何ら難しくなくない。新潟県の柏崎刈羽原子力発電所のプルスーマル計画で消化できれば新潟県出身の拉致家族を取り返す一助ともなろう。

笹川平和財団では5月、鈴木達治郎座長の下で「プルトニウム国際管理に関する日本政府への提言」をまとめた。「余剰」なプルトニウムを国際原子力機関（IAEA）の管理下に置くプルトニウム国際貯蔵を提案した。北朝鮮が反目する日本に虎の子のプルトニウムを簡単に渡すとは思わないが、プルトニウムが「国際管理下に置かれる」と言えば北朝鮮を説得する理屈になる。米国も賛同するはずだ。

米国には現在プルトニウムを焼却する炉はない。以前ロシアとの合意で解体した爆弾用のプルトニウム在庫はサバンナリバー国立研究所に貯蔵保管されている。少量といえども米軍が解体した爆弾のプルトニウムも、日本が軽水炉とともに消化するなら感謝されるだろう。

韓国はプルトニウム処理を米国から許されておらず、そのための施設はないが、ウラン型原爆の原料である高濃縮ウランを希釈し軽水炉で消化できる。米国が解体した核爆弾の材料を日韓が協力して消化するという「日米韓プロジェクト」だ。日韓が北朝鮮の非核化検証のために人材を提供することもできる。

日米韓はもう一つ、原子力平和利用で協力できる。米国はアイダホ国立研究所で、安全で兵器転用しにくい先端原子炉を開発してきた。統合型高速炉（IFR）と乾式再処理（パイロプロセッシング）技術だ。この実験炉建設に日米政府間でこの5月に覚書が調印され共同研究が始まった。韓国も2020年を目指して乾式再処理技術の共同研究を米国とアイダホで行っている。日米韓が3カ国協力で核不拡散型原子力システムのモデルをつくる道が見えている。

この炉は福島原発事故のデブリ処理に応用できる。核不拡散性だけでなく受動的安全性、廃棄物処理に優れた画期的な技術だ。最終的に出てくる高レベル廃棄物が天然ウラン並みに毒性が低減するのに

使用済み燃料なら 30 万年かかるところ、これなら 300 年で済む。

ゴミの最終処分場ははるかに見つけやすくなるはずだ。日本もそうだが平和利用の権利はどの国にも認められている。核拡散防止条約 (NPT) 体制は、核兵器保有国が非保有国にいろいろ注文をつけて核拡散を防ぐためにできたが、その不平等性から非保有国の不満や反発を招き、不拡散の実を上げることはできなかった。日本と韓国がリーダーシップをとって米国の協力のもとで核不拡散型の技術開発を主導したらどうだろう。

(本稿は、日刊工業新聞 2019 年 12 月 2 日に掲載された記事を転記した)

板門店宣言

大韓民国の文在寅大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正恩國務委員長は平和と繁栄、統一を願う全民族のいちずな願いを込め、朝鮮半島で歴史的な転換が起きている意義深い時期である 2018 年 4 月 27 日に、板門店の平和の家で南北首脳会談を行った。

両首脳は、朝鮮半島にもはや戦争はなく、新たな平和の時代が開かれたことを 8 千万のわが同胞と全世界に厳粛に宣言した。

両首脳は、冷戦の産物である長い分断と対決を一日も早く終わらせ、民族的和解と平和繁栄の新たな時代を果敢に切り開き、南北関係をより積極的に改善し発展させていかなければならないという確固たる意志を込め、歴史の地、板門店で次のように宣言した。

1 南と北は、南北関係の全面的で画期的な改善と発展を実現することで、途絶えた民族の血脈をつなぎ、共同繁栄と自主統一の未来を早めていこう。

南北関係を改善し発展させることは、全民族のいちずな願いであり、もはや先送りできない時代の切迫した要求だ。

(1) 南と北は、わが民族の運命はわれわれ自ら決定するという民族自主の原則を確認し、既に採択された南北宣言や全ての合意などを徹底的に履行することで、関係改善と発展の転換的局面を切り開いていくことにした。

(2) 南と北は、高官級会談をはじめとする各分野の対話と交渉を早期に開催し、首脳会談で合意した内容を実践するため、積極的な対策を立てていくことにした。

(3) 南と北は、当局間協議を緊密にし、民間交流と協力を円満に進めるため、双方の当局者が常駐する南北共同連絡事務所を開城地域に設置することにした。

(4) 南と北は、民族的和解と和合の雰囲気を高めていくため、各界各層の多方面の協力と交流、往来や接触を活性化することにした。

対内的には、(2000 年の南北共同宣言が発表された) 6 月 15 日をはじめ、南と北にともに意義がある日を契機に、当局と国会、政党、地方自治体、民間団体など、各界各層が参加する民族共同行事を積極的に推進し、和解と協力の雰囲気を高める。対外的には 18 年アジア大会をはじめとする国際競技に共同で出場し、民族の知恵と才能、団結した姿を全世界に誇示することにした。

(5) 南と北は、民族分断により発生した人道問題を至急解決するため努力し、南北赤十字会談を開催して離散家族・親戚再会をはじめとする諸問題を協議、解決していくことにした。

差し当たって、今年 8 月 15 日を契機に離散家族・親戚の再会を行うことにした。

(6) 南と北は民族経済の均衡的な発展と、共同繁栄を成し遂げるため、(07 年の南北首脳による) 10 月 4 日宣言で合意した事業を積極的に推進していき、一次的に東海線と京義線の鉄道と道路などを連結し、

現代化し、活用するための実践的な対策を取っていくことにした。

2 南と北は、朝鮮半島で先鋭化した軍事的緊張状態を緩和し、戦争の危険を実質的に解消するため共同で努力していこう。

朝鮮半島の軍事的緊張状態を緩和し戦争の危険を解消することは、民族の運命と関連する非常に重大な問題であり、われわれ同胞の平和的で安定した生命を保証するための鍵となる問題だ。

(1) 南と北は、地上と海上、空中をはじめとするあらゆる空間で、軍事的緊張と衝突の根源となる相手に対する一切の敵対行為を全面的に中止することにした。

差し当たって、5月1日から軍事境界線一帯で拡声器（宣伝）放送やビラ散布をはじめとするあらゆる敵対行為を中止し、その手段を撤廃し、今後非武装地帯を実質的な平和地帯としていくことにした。

(2) 南と北は、黄海の北方限界線一帯を平和水域とし、偶発的な軍事衝突を防止し、安全な漁業活動を保証するための実質的な対策を立てていくことにした。

(3) 南と北は、相互協力と交流、往来と接触が活性化することに伴うさまざまな軍事的保証対策を講じることにした。

南と北は、双方間に提起される軍事的問題を遅滞なく協議、解決するため、国防相会談をはじめとする軍事当局者会談を頻繁に開催し、5月中にまず将官級軍事会談を開くことにした。

3 南と北は、朝鮮半島の恒久的で強固な平和体制構築のため、積極的に協力していこう。

朝鮮半島で非正常な現在の休戦状態を終わらせ、確固たる平和体制を樹立することは、もはや先送りできない歴史的課題だ。

(1) 南と北は、いかなる形態の武力も互いに使用しないという不可侵合意を再確認し、厳格に順守していくことにした。

(2) 南と北は、軍事的緊張が解消され、互いの軍事的信頼が実質的に構築されるのに伴い、段階的に軍縮を実現していくことにした。

(3) 南と北は、休戦協定締結 65 年となる今年、終戦を宣言し、休戦協定を平和協定に転換し、恒久的で強固な平和体制を構築するため、南北米 3 者、または南北米中 4 者会談の開催を積極的に推進していくことにした。

(4) 南と北は、完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現するという共通の目標を確認した。

南と北は、北側が講じている主動的な措置が朝鮮半島非核化のために非常に意義があり重大な措置だという認識を共にし、今後それぞれ自らの責任と役割を果たすことにした。

南と北は、朝鮮半島非核化に向けた国際社会の支持と協力を得るため、積極的に努力することにした。

両首脳は、定期的な会談と直通電話を通じ、民族の重大事を随時、真摯に議論し、信頼を強固にし、南北関係の持続的な発展と朝鮮半島の平和と繁栄、統一に向けた良い流れをさらに拡大していくために共に努力することにした。

差し当たって、文在寅大統領は今秋、平壤を訪問することにした。

2018年4月27日

板門店

大韓民国 大統領 文在寅

朝鮮民主主義人民共和国 国務委員会 委員長 金正恩

米朝シンガポール共同声明

ドナルド・トランプ米大統領と北朝鮮の金正恩国務委員長は2018年6月12日、初めての歴史的な首脳会談をシンガポールで行った。

トランプ大統領と金委員長は、新たな米朝関係の確立と、朝鮮半島における持続的で強固な平和体制の構築に関連する諸問題について、包括的で詳細、かつ誠実な意見交換をした。トランプ大統領は北朝鮮に安全の保証を与えることを約束し、金委員長は朝鮮半島の完全非核化への確固で揺るぎのない約束を再確認した。

新たな米朝関係の確立が、朝鮮半島と世界の平和と繁栄に寄与すると確信し、相互の信頼醸成によって朝鮮半島の非核化を促進できることを認識し、トランプ大統領と金委員長は次のことを言明する。

- 1 米国と北朝鮮は、両国民が平和と繁栄を切望していることに応じ、新たな米朝関係を確立すると約束する
- 2 米国と北朝鮮は、朝鮮半島において持続的で安定した平和体制を築くため共に努力する
- 3 2018年4月27日の「板門店宣言」を再確認し、北朝鮮は朝鮮半島における完全非核化に向けて努力すると約束する
- 4 米国と北朝鮮は（朝鮮戦争の米国人）捕虜や行方不明兵士の遺体の収容を約束する。これには身元特定済みの遺体の即時帰国も含まれる

史上初の米朝首脳会談が両国間の何十年にもわたる緊張状態や敵対関係を克服し、新たな未来を切り開く上で大きな意義を持つ画期的な出来事だったと認識し、トランプ大統領と金委員長は共同声明の規定を全面的かつ迅速に実行に移すと約束する。米朝首脳会談の成果を履行するため、米国と北朝鮮はマイク・ポンペオ米務長官と北朝鮮の担当高官が主導して、できるだけ早い日程でさらなる交渉を行うと約束する。

トランプ大統領と金委員長は新たな米朝関係の発展と、朝鮮半島と世界の平和と繁栄、安全のために協力すると約束する。

ドナルド・トランプ米大統領
金正恩・北朝鮮国務委員長

2018年6月12日

セントーサ島

シンガポール

9月平壤共同宣言

大韓民国の文在寅大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正恩国務委員長は2018年9月18日から20日まで平壤で南北首脳会談を行った。

両首脳は歴史的な板門店宣言以降、南北当局間の緊密な対話と意思疎通、多方面の民間交流と協力が進められ、軍事的緊張緩和のための画期的な措置が講じられるなど素晴らしい成果があったと評価した。

両首脳は民族自主と民族自決の原則を再確認し、南北関係を民族的和解と協力、確固たる平和と共同繁栄のために一貫して持続的に発展させていくことにし、現在の南北関係発展を統一につなげることを願う全同胞の志向と望みを政策的に実現するために努力していくことにした。

両首脳は板門店宣言を徹底して履行し、南北関係を新たな高い段階へ進展させていくための諸般の問題や実践的対策を虚心坦懐（たんかい）に深く議論し、今回の平壤首脳会談が重要な歴史的転機となるだろうとの認識で一致し、次のように宣言した。

1 南と北は非武装地帯（DMZ）をはじめ対峙（たいじ）地域での軍事的敵対関係終息を朝鮮半島全域での実質的な戦争の危険除去と根本的な敵対関係解消につなげていくことにした。

(1) 南と北は今回の平壤首脳会談を契機に締結した「板門店宣言軍事分野履行合意書」を平壤共同宣言の付属合意書として採択し、これを徹底して順守し誠実に履行し、朝鮮半島を恒久的な平和地帯とするための実践的措置を積極的に講じていくことにした。

(2) 南と北は南北軍事共同委員会を速やかに稼働し軍事分野合意書の履行実態を点検し、偶発的武力衝突防止のための常時の意思疎通と緊密な協議を進めることにした。

2 南と北は相互互惠と共利共栄の土台の上で交流と協力をさらに増大させ、民族経済を均衡的に発展させるための実質的な対策を講じていくことにした。

(1) 南と北は今年中に東海（日本海）と西海（黄海）線鉄道および道路連結のための着工式を行うことにした。

(2) 南と北は条件が整い次第、開城工業団地と金剛山観光事業をまず正常化し、黄海経済共同特区および東海観光共同特区を造成する問題を協議していくことにした。

(3) 南と北は自然生態系の保護および復元のための南北環境協力を積極的に推進することにし、優先的に現在進行中である山林分野協力の実践的成果のために努力することにした。

(4) 南と北は感染症の流入および拡散防止のための緊急措置をはじめ防疫および保健・医療分野の協力を強化することにした。

3 南と北は離散家族問題を根本的に解決するための人道的協力をさらに強化していくことにした。

(1) 南と北は金剛山地域の離散家族常設面会所を早い時期に開所することにし、このため面会所施設を速やかに復旧することにした。

(2) 南と北は赤十字会談を通じて離散家族の映像再会とビデオレター交換の問題を優先的に解決していくことにした。

4 南と北は和解と団結の雰囲気高め、わが民族の気概を内外に誇示するため、多様な分野の協力と交流を積極的に推進することにした。

(1) 南と北は文化と芸術分野の交流を一層増進させていくことにし、優先的に 10 月中に平壤芸術団のソウル公演を行うことにした。

(2) 南と北は 20 年夏季五輪をはじめとする国際競技に合同で積極的に出場し、32 年夏季五輪の南北共同開催を誘致するため協力することにした。

(3) 南と北は 10・4 宣言（07 年の南北首脳宣言）11 周年を意義深く記念するための行事を開催し、3・1 運動（日本統治下の 1919 年の独立運動）100 周年を南北が共同で記念することにし、そのための実務的な方策を協議していくことにした。

5 南と北は朝鮮半島を核兵器や核の脅威のない平和の地としていかなければならず、そのために必要な実質的な進展を速やかに成し遂げなければならないとの認識で一致した。

(1) 北朝鮮は東倉里の（ミサイル）エンジン実験場とミサイル発射台を、関係国専門家の参観の下で、まず永久的に廃棄することにした。

(2) 北朝鮮は米国が 6・12 朝米共同声明（シンガポール共同声明）の精神にのっとり相応の措置を取れば、寧辺の核施設の永久的な廃棄などの追加措置を取り続けていく用意があると表明した。

(3) 南と北は朝鮮半島の完全な非核化を推進していく過程で共に緊密に協力していくことにした。

6 金正恩国務委員長は文在寅大統領の招請により、近い時期にソウルを訪問することにした。

2018 年 9 月 19 日

大韓民国 大統領 文在寅

朝鮮民主主義人民共和国 国務委員長 金正恩

日朝平壤宣言

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致すると基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄すると基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを

整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国
総理大臣
小泉 純一郎

朝鮮民主主義人民共和国
国防委員会 委員長
金 正日

2002年9月17日

平壤

用語解説

(1) 核兵器不拡散条約 (NPT) 保障措置協定と追加議定書

NPT に基づく保障措置協定は、締約国である非核兵器国が、NPT 第3条1項に基づき国際原子力機関 (IAEA) との間で締結することを義務づけられ、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とする。フルスコープ保障措置協定 (Full-scope Safeguards Agreement)、または包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreement: CSA)」とも呼ばれる。当該国の申告に基づく原子力施設に対して IAEA の保障措置が適用される。

追加議定書は、IAEA との保障措置協定を締結した国との間で追加的に締結される保障措置強化のための取り決め。核兵器製造等未申告の原子力活動がないことを検証するもので、CSA において、申告されていない原子力に関連する活動に関して申告を行うこと、またアクセス (査察) が認められていない場所等への短時間通告による立ち入り調査「補完的アクセス (Complemental Access: CA)」を IAEA に認めることを義務づけている。CA は、IAEA 独自の情報によるいかなる場所への立ち入りを認めている。

(2) 保障措置

ウランやプルトニウムなどの核物質その他の原子力資機材の使用が平和利用に限定され、核兵器等の核爆発装置やその他の軍事目的に転用されていないことを確認するとともに、万一、これらの核物質等を核兵器などに利用しようとしてされても、早期に発見し、核兵器の製造を未然に防ぐための措置をいう。具体的には、事業者が実施する核物質の計量管理 (受払や実在庫量の確認) に対し、その計量管理に間違いがないことを、査察により独自に検証する活動や施策。

(3) 核軍縮検証のための国際パートナーシップ

(IPNDV: International Partnership for Nuclear Disarmament Verification)

核軍縮検証のための方途・技術について、核兵器国と非核兵器国が議論・検討するイニシアチブ。2014年12月の米国による提唱で始まった。これまで、2015年3月のワシントン DC での第1回会合以降、計6回にわたり全体会合が開催されたほか、毎年、作業部会会合が開催されている。参加国は、核兵器国の米国、英国、フランス、非核兵器国等の豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、日本、ヨルダン、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、韓国、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦、バチカン、EU。詳細は、外務省ウェブサイト「核軍縮・不拡散」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page22_002633.html) を参照のこと。

核軍縮の検証措置、および北朝鮮の非核化検証措置については、鈴木達治郎ほか編著『核の脅威にどう対処すべきか：北東アジアの非核化と安全保障』(法律文化社、2018年3月) 141-196頁、第3部「北東

アジアの非核化の検証と北東アジアの課題」を参照のこと。

(4) 東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia)

1976年2月にインドネシア・バリ島で開催された東南アジア諸国連合 (ASEAN) 第1回首脳会議で締結された。第2条で、主権・領土保全の尊重、内政不干渉、紛争の平和的手段による解決、武力による威嚇または行使の放棄等が規定されている。東南アジアのみならず、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア、カナダ、EU (欧州対外行動庁)、パキスタン、バングラデシュ、モンゴル、北朝鮮、スリランカ、東ティモール、PNG (パプアニューギニア)、ノルウェー、英国、フランス、モロッコ、エジプト、トルコ、イラン、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルーの38か国・機関 (2019年10月現在、外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page23_002620.html、2020年1月閲覧) による) が加盟している。

(5) 非核兵器地帯条約

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態をつくり出すことを目的とした、国際法上の制度。現存する非核兵器地帯条約には、共通して3つの重要な要素が含まれる。第一は、核兵器の不存在、つまり核兵器の製造、取得、配備などの禁止。第二は、「消極的安全保証 (NSA)」の供与。つまり、核兵器国が地域の非核保有国に対し、核兵器使用・威嚇・攻撃を行わないNSAの供与を明記した付属議定書がつくられ、核兵器保有国が署名、批准する形にする。第三は、条約の遵守を検証し、問題が生じた際に協議する機能を持つ機構の設置。このほか、原子力を平和利用する権利やその担保などが含まれることが多い。

「北東アジア非核兵器地帯構想」は、北朝鮮、韓国、日本の3カ国を「非核兵器地帯」とし、その地域での核兵器の所有・配備・使用を禁止するとともに、周辺の核兵器国 (米国、ロシア、中国) から非核兵器地帯の3カ国に対し、NSAを与えるものである。非核兵器地帯の設置により、地域の核リスクは大きく低減する。

 三井住友 笹川平和財団